

平成23年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所  
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者認定試験問題

# 民法

配点 200点

時間 180分

※ 試験開始の合図があるまで、  
この問題冊子の中を見ないこと。

問題 1 (配点 70点)

Aは、建物の建築工事をBに請け負わせた。Bは、自己の材料で工事を行なったが、Aが請負代金をBに支払わなかったため、工事を中止し、建前(後注参照)のまま中途で放置した。そこで、Aは、Bとの請負契約を合意解約し、あらたにCに工事の続行を請け負わせた。Cは、自己の材料で建物を一応完成させ(以下、「本件建物」という)、クロス張りや化粧工事等の内装工事も全部終了した後にAに引き渡した(以下、「完成建物」という)。なお、建前価格は300万円、本件建物の価格は500万円、完成建物の価格は800万円であったとする。

Bは、下記のように主張して、完成建物の所有権はBに帰属する旨主張し、Aに対して、完成建物の明渡しを請求している。

(注) 建物の基礎工事を終え、その上に柱、梁を組んで、建物の骨組み部分まで完成させた状態(いわゆる「棟上げ」の状態)を指すものとする。

下記のBの主張を読み、下記の設問に答えなさい。

[Bの主張1]: Bが建築工事を中止した時点で、本件工事は建前まで出来上がっており、未完成ではあるが、当時独立した不動産たる建物となっていたのであって、その所有権はBに原始的に帰属しており、その後のCの工事部分は、本件建物に従たるものとして民法・①・条によって、その所有権はBに帰属すべきものである。

[Bの主張2]: 仮に、Bの建築工事中止の時点では建物が未だ不動産ではなく、Cの工事によって独立した不動産たる建物になったとしても、独立した不動産になるまでの間の建物の主たる部分は、Bが自ら資材を調達して建築した動産から成り立っており、他方Cが工事によって追加した部分は従たる動産であって、両者が附合した後に初めて不動産たる建物になったのであるから、民法・②・条によって、その建物の所有権は、Bに帰属したと考えるべきである。なお、その後のCの完成建物に至るまでの工事部分は、本件建物に従たるものとして、民法・③・条によってその所有権はBに帰属した。

問 1 (配点 15点)

[Bの主張1] および[Bの主張2]の中の①から③の各々の箇所、適切と思われる民法の条文を書きなさい。

問 2 (配点 15点)

[Bの主張1]における下線部の部分に着目して、判例の見解に則しながら、[Bの主張1]の当否を論じなさい。

問 3 (配点 40点)

[Bの主張2]の法律構成について、判例の見解と比較しながら論じなさい。

## 問題 2 (配点 70 点)

以下の3つの事例を読み、設問に答えよ。

〔I〕自動車販売会社 Y1 は、Z に対し、大手自動車メーカー A が新たに開発した電気自動車 (EV) を自社販売価格 450 万円で売り渡した。この価格は、携帯端末からのコントロールを可能にする専用 IT システム、積載リチウムイオンバッテリーへの非接触充電システム等のオプションを含んだものであり、契約締結時に Z が支払った頭金 100 万円を差し引いた残代金 350 万円は、信販会社 X から Y1 に一括弁済され、あとは、3 年間の元利均等返済方式により、Z が X に分割返済する約定であった。

上記のオプションを装備した目的物は、2011 年 1 月 12 日、A 追浜工場から Y1 本店車庫に搬送され、Z・Y1 間の合意によれば、同月 15 日、Z の自宅で同人に引き渡される予定である。では、Z への引渡しの準備が完了した時点において、Y1 は、Z に対し、どのような義務を負っているか。また、これに伴い、引渡しの時期・場所を除いて両者の間に特約がないとすれば、目的物についてどのような法的効果が生じたと考えられるか。

(配点 20 点)

〔II〕信販会社 X を介在させた事例〔I〕とは異なり、頭金を差し引いた残代金 350 万円を Z が直接 Y1 に分割して支払う方法が用いられたものと仮定しよう。この場合、Y1 は、自己の売買代金債権の回収を確保するためにどのような法的手段をとるべきか。その際、複数の法的手段が考えられるのであれば、相互に比較検討し、その長所・短所についても言及せよ。(配点 20 点)

〔III〕Y1 は、X が介在する〔I〕の方式による同種の販売取引を重ねてきたが、この数年間、A メーカーのリコール騒ぎが相次ぐといった事情から、次第に客足が遠のき、営業成績が悪化していた。そのような中で、Y1 の従業員 B が、厳しい営業ノルマを達成するため、自動車ローン取次店 Y2 に依頼し、架空の自動車販売 (空売り) を繰り返した。これにより、X は、立替払いした 3000 万円相当の損害を被った。そこで、X が、とりあえず Y2 を相手どり、不法行為にもとづく損害賠償を請求した。この別訴では、X・Y2 間の和解が成立し、その結果、Y2 が、X の請求額 3000 万円のうち和解金 2000 万円を同人に支払う代わりに、X が、その余の請求を放棄し、債務免除した。

さて、今度は Y2 が Y1 に対して求償請求することとなった。この本訴においては、X の債務免除の効果が Y1 にも及ぶか否かをめぐって争われている。仮に Y1 と Y2 の責任割合が 6 対 4 であることを前提とするならば、Y2 は、Y1 に対していくら求償できるだろうか。理由を示して自己の見解を述べよ。(配点 30 点)

問題 3 (配点 60点)

被相続人Aは、所有していた甲不動産(甲土地の上に甲建物がある)および預貯金につき以下のような内容でそれぞれ相続させる遺言をした。

「甲土地建物(時価 8000 万円)を同建物でA夫婦と同居していた長男 B に、預貯金 900 万円を結婚して独立した二女 D および三女 E に等分に、それぞれ相続させる」  
ところで A は、上記遺言の 9 日前に、自己所有の乙不動産(土地建物、時価 6000 万円)につき、かつて同建物で A 夫婦と同居していた長女 C との間で死因贈与契約を締結していた。

A の相続が開始した。A の相続人は、B、C、D、E 及び既に死亡していた養子 F (C の夫) の二人の子 G、H の 6 人であり、A が所有していた財産は甲不動産、乙不動産および遺言に記載されている預貯金 900 万円の他には存在しない。

問 1 (配点 20点)

① A のした「相続させる」旨の遺言および死因贈与契約により、B、C、D、E それぞれが取得した遺産の所有権が B、C、D、E に帰属するためには、遺産分割が必要か。理由を付して答えなさい。

② 本件相続させる遺言による処分は、遺留分減殺の対象となるか。判例法理を踏まえた上で、理由を付して答えなさい。

問 2 (配点 20点)

本件で遺留分減殺請求権を行使することができるのは誰か。さらに同請求権を行使することができる者は、誰を相手取って、いくら(割合でよい)請求することが可能かにつき、根拠を明示しつつ説明しなさい。

問 3 (配点 20点)

E は B と C に対し、遺留分減殺請求をしたい。B と C のどちらを先に、どのような割合で請求するべきか。根拠を明示して答えなさい。